

官報

(号外)
独立行政法人國立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令
(内閣府・農林水産一〇)

〔告示〕

○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件
(文化庁二七〇二九)

○電気機械器具品質表示規程の一部を改正する件
(経済産業二八三)

〔官庁報告〕

公聴会

電波監理審議会の意見の聴取について
(電波監理審議会)

〔公告〕

諸事項

裁判所

除権決定、破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人種苗管理センター平成十八事業年度財務諸表、東日本高速道路株式会社工事一部完了・工事区間変更、公認会計士等の登録及び登録抹消、住宅型式性能認定、日本弁護士連合会裁決取消訴訟の判決確定・懲戒の処分関係

地方公共団体

公債償還(埼玉県)、教育職員免許状失効、行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

府令・省令

○内閣府令第十号

農林水産省
貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十五号)及び貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成十九年政令第百二十九号)の施行に伴い、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。
平成十九年十一月十五日

内閣総理大臣 福田 康夫
農林水産大臣 若林 正俊

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令
(農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正)

第一条 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令(平成五年大蔵省令第一号)の一部を次のように改正する。

第五条の二中「第一条第一項」を「第一条第二項」に改める。

第六条の三中「第一号から第六号まで」を「次に掲げる者」に、「第七号」を「第六号」に改め、同条第六号中「貸金業の規制等に関する法律施行令(昭和五十八年政令第百八十一号)第一条第三号」を「貸金業法施行令(昭和五十八年政令第百八十一号)第一条の二第三号」に改め、同条第七号を削る。

第五十七条の七第四号二(9)中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に、「第三十七条第一項」を「第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項」に改め、同号二(10)中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改め、同号ホ中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に、「第三十七条第一項」を「第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項」に改め、同号ヘ中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改め、同号ト(9)中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改め、同号ト中(9)を(10)とし、(8)の次に次のように加える。

(9) 貸金業法第二十四条の六の四第二項の規定により解任を命ぜられた役員

第五十七条の七第四号子中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。
(漁業協同組合等の信用事業に関する命令の一部改正)

第二条 漁業協同組合等の信用事業に関する命令(平成五年大蔵省令第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第六号中「貸金業の規制等に関する法律施行令(昭和五十八年政令第百八十一号)第一条第三号」を「貸金業法施行令(昭和五十八年政令第百八十一号)第一条の二第三号」に改め、同条第二項第五号中「貸金業の規制等に関する法律施行令第一条第三号」を「貸金業法施行令第一条の二第三号」に改め、同項第六号を削る。

第五十条の七第四号二(9)中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に、「第三十七条第一項」を「第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項」に改め、同号二(10)中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改め、同号ホ中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に、「第三十七条第一項」を「第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項」に改め、同号ヘ中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改め、同号ト(9)中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改め、同号ト中(9)を(10)とし、(8)の次に次のように加える。

(9) 貸金業法第二十四条の六の四第二項の規定により解任を命ぜられた役員
第五十条の七第四号子中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

○経済産業省告示第百八十三号

家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第百四号)第三條の規定に基づき、電気機械器具品質表示規程(平成九年通商産業省告示第六百七十三号)の一部を改正する告示を次のように定める。
平成十九年十一月十五日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 岸田 文雄

電気機械器具品質表示規程の一部を改正する告示
電気機械器具品質表示規程(平成九年通商産業省告示第六百七十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一中エアコンディショナーの項を次のように改める。

エアコンディショナー(電動機の定格消費電力の合計が三キロワット以下、電熱装置を有するものにあつては、その電熱装置の定格消費電力が五キロワット以下のもに限り、電気冷風機及びヒートポンプを使用するものを除く。以下同じ。)

- 一 冷房能力
- 二 区分名(冷房用の用に供するエアコンディショナーのうち直吹き形で懸掛け形のものであつて、冷房能力が四キロワット以下のものに限る。)
- 三 冷房消費電力
- 四 冷房運転のときのエネルギー消費効率
- 五 暖房能力(暖房のできるものに限る。)
- 六 暖房消費電力(暖房のできるものに限る。)
- 七 暖房運転のときのエネルギー消費効率(暖房のできるものに限る。)
- 八 冷房平均エネルギー消費効率(暖房のできるものに限る。)
- 九 通年エネルギー消費効率(冷房用の用に供するエアコンディショナーのうち直吹き形で懸掛け形のものであつて、冷房能力が四キロワット以下のものに限る。)
- 十 使用上の注意

別表第二第七号中「以外の方法により」を「以外の方法による」に改める。

別表第二第七号中(七)を(九)とし、(六)を(八)とし、(五)を(七)とし、(四)を(五)とし、同号(五)中「ヒートポンプ暖房」を「及びヒートポンプ暖房」に改める。

別表第二第七号中(五)の次に次のように加える。

(六) 通年エネルギー消費効率の表示に際しては、日本工業規格C九六二二(ルームエアコンディショナ) 附属書三に規定する方法により算出した数値を小数点以下一桁まで表示すること。ただし、水蒸発式のもの及びヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行うものについては、通年エネルギー消費効率の表示を省略することができる。

別表第二第七号中(三)を(四)とし、(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 区分名の表示に際しては、次の表の冷房能力欄、室内機の寸法タイプ欄にそれぞれ同表の区分名欄に掲げる用語を用いて表示すること。ただし、水蒸発式のもの及びヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行うものについては、区分名を省略することができる。

冷房能力	室内機の寸法タイプ	区分名
三・二キロワット以下	寸法規定タイプ(室内機の横幅寸法八〇〇ミリメートル以下かつ高さ二九五ミリメートル以下のものをいう。以下同じ。)	A
三・二キロワット超四・〇キロワット以下	寸法フリータイプ(寸法規定タイプ以外のものをいう。以下同じ。)	B
三・二キロワット超四・〇キロワット以下	寸法規定タイプ	C
三・二キロワット超四・〇キロワット以下	寸法フリータイプ	D

附 則

- 1 この告示は、平成二十年十一月十五日から施行する。
- 2 この告示の施行前に、この告示による改正前の電気機械器具品質表示規程の規定に基づき表示をした電気機械器具については、その表示をこの告示による改正後の電気機械器具品質表示規程の規定に基づき直すものとみなす。